

近畿中部防衛局主催 第30回防衛セミナー  
「我が国の安全保障環境への対応と沖縄基地負担の軽減に向けて」

日 時： 平成27年11月19日（木）1800～2000  
場 所： テイジンホール（大阪府大阪市）  
講 師： 防衛省大臣官房審議官  
山本 達夫  
防衛省防衛政策局防衛政策課企画調整官  
飯島 秀俊  
講演概要： 以下のとおり

【司 会】

それでは、定刻になりましたので、ただ今から近畿中部防衛局主催、第30回防衛セミナーを開催いたします。

本日は、皆様には御多用中、御来場いただきまして、誠にありがとうございます。

本日、司会進行役を務めさせていただきます、近畿中部防衛局企画部地方調整課長の有田と申します。どうぞ、よろしく願いいたします。

最初に、講師が急きょ変更となりましたことを御報告いたします。当初、講演の第2部は防衛政策課長 加野幸司が講師を務めさせていただくことで御案内させていただいておりましたが、急な所用のため、防衛政策課企画調整官飯島秀俊が講師を行うことになりました。ご了承の程、よろしく願いいたします。

それでは、まず、主催者であります近畿中部防衛局長 竹中正二郎から御挨拶を申し上げます。

【竹中近畿中部防衛局長】

近畿中部防衛局、竹中でございます。本日はお忙しい中、防衛セミナーにお越しいただきまして、誠にありがとうございます。主催者として一言ご挨拶申し上げます。

近畿中部防衛局は、近畿・東海・北陸を管轄しております。自衛隊や米軍施設周辺の自治体の皆様と様々な調整を行う業務をしております。それから、自衛隊などが使用する建物を造る業務、また飛行場周辺の住宅防音事業などの業務を行っているところですが、このほかに国民の皆様には防衛政策や自衛隊の活動などを広く御理解いただくための活動を行っています。今回の防衛セミナーはその一環として行うものであり、今回で30回目の開催となります。

さて、北東アジアに目を向けますと、力を背景として領土領海など現状変更を試みようとしている国、あるいはミサイル、核兵器の開発を推進して国際社会に揺さぶりをかけている国というものがあまして、我が国を巡る安

全保障環境というものは一層厳しさを増しております。

その中で、日米安保体制を中核とします日米同盟というものが、我が国のみならずアジア太平洋の安定と繁栄にとって、公共財として機能しております。

そこで今回は、「我が国の安全保障環境への対応と沖縄基地負担の軽減に向けて」というテーマで、防衛省の山本大臣官房審議官からお話いただきます。また、今年の4月、日米の外務及び防衛の閣僚の会合、いわゆる2+2におきまして了承されました「新日米防衛協力のための指針の策定について」というテーマで、防衛省防衛政策課飯島企画調整官からお話いただきます。

なお、講演の後、会場の皆様から御質問をいただく時間も用意しておりますので、疑問に思われた点などは御質問ください。

我が国の防衛は、国民の皆様の御理解と御協力をいただいて成り立っております。防衛省の政策や自衛隊の活動につきまして皆様の御理解を深めていただく機会と思っておりますので、本日のセミナーがそのきっかけとなれば幸いです。

最後に、本日の防衛セミナーを開催するに当たりまして、多くの関係の機関、団体の皆様に御支援・御協力いただきましたこと、この場を借りて深く感謝を申し上げ私の挨拶とさせていただきます。

本日はお越しいただきましてありがとうございます。

## 【司 会】

それでは、第1部を開始させていただきます。

第1部は、防衛省大臣官房審議官、山本達夫から、我が国の安全保障環境への対応と沖縄基地負担の軽減について、講演をさせていただきます。

山本審議官は、昭和58年に防衛庁に入庁、その後、防衛省南関東防衛局長、装備施設本部副本部長、防衛省地方協力局次長などを歴任、平成27年10月に大臣官房審議官に就任し、現在に至っております。

本日は、防衛省が米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄の負担軽減に取り組んでいることについて、「我が国の安全保障環境への対応と沖縄基地負担の軽減に向けて」と題して、お話をさせていただきます。

それでは、山本審議官、よろしく願いいたします。

## 【山本審議官】

只今、御紹介いただきました防衛省大臣官房審議官の山本でございます。

皆様、本日は御多用中の中、お集まりいただきありがとうございます。

今、司会からお話がありましたように私からは、我が国の安全保障環境への対応と沖縄基地負担の軽減についてお話させていただきたいと考えております。特に、昨今マスコミ等で普天間基地の移設に関わりまして沖縄

県知事による埋立承認の取り消し、それに対する国としての代執行というようなことが取り上げられておりますが、そういった普天間基地の移設の問題の背景等について、御紹介をさせていただきたいと考えております。

まず、我が国を取り巻く安全保障環境ですが、冒頭、竹中局長からお話がありましたように、安全保障環境は厳しさを増していることかと思えます。全般としては、先般、パリにおける無差別テロを始めとする様々なテロ活動というものが有りますし、またウクライナにおけるロシアの力を背景とした活動、それからサイバー空間でのリスクの増大、更には新興国の発展を契機とした、グローバルなパワーバランスの変化に起因する問題が生じているところです。

我が国周辺につきましては、後ほど御説明いたします北朝鮮による核ミサイルの開発、配備、更には中国による軍事力の増強、活動の活発化等の様々な不安定要因が顕在化、先鋭化をしていると考えます。

具体的には、北朝鮮の問題について、朝鮮半島のDMG非武装地帯沿いに北朝鮮の3分の2の軍事力を配備する等、様々な形での軍事的挑発、韓国に対する実際の軍事的手段による挑発もありますし、報道等を通じての我が国に対する挑発行為も行われているところです。

更に弾道ミサイルの配備、核兵器の開発ですが、例えばノドンという我が国を射程とする弾道ミサイルが数百発配備されていると見積もられておりますし、昨今、弾道ミサイルの部隊の即応力というものを高める活動というものが行われています。例えば、昨年2014年ですが、年6回、過去最多になりますミサイルの発射試験が行われました。その対応で早朝や深夜に移動式の発射台を用いてミサイルを発射するという、非常に高い実践力の向上が図られているところです。

また、核兵器の開発につきましても、2006年（平成18年）に第1回目の核実験がありました。それから約8年程度経過をしております。更にこれまで合計3回の核実験が行われているところです。核兵器の開発についても、核兵器そのものが直ちに脅威になるというよりは、その核兵器が小型化・軽量化され、今お話しした弾頭ミサイルに搭載される段階になりますと具体的脅威となってくるわけです。これまでの北朝鮮における3回の核実験等の経緯を考えますと、また、これまで核開発を行った他の国の例を考えますと小型化、軽量化といったものが具体化している可能性を排除できない状況に至っているところです。

もう一つ注目すべきところは、中国の動向ですが、軍事力の増強というものを急速に進めている点です。公表している中国の国防費を見ましても、過去10年間で約3.6倍、過去27年間で見ましても4.1倍と急速に伸びてきております。

一方、必ずしも公表されている国防費が正確に中国の国防費の実態を反映しているものではないと言われております。例えば、アメリカの国防省の分析では実際はその1.2倍程度ではないかと、あるいは台湾の国防部

の分析では2倍又は3倍が実態としての国防費ではないかと言われており、いずれにせよこの間、急速に国防費が増大しているところです。また、それに伴い、中国の海空戦力の強化が急速になされているところです。艦艇、潜水艦の近代化、増強というものが図られておりますし、また戦闘機についても、いわゆる第4世代の最新型の航空機が増えております。加えて航空戦力でいいますと、空中給油機あるいは早期警戒管制機の配備により、総合的な戦力の強化がなされているところです。

従来中国の軍は、陸海空の軍種各々の独立性が強い軍隊でしたが、統合の作戦指揮センターを設けるといった形で総合的な能力の強化が図られていると言えます。加えまして、活動という観点から申しましても、いわゆるグレーゾーンと呼んでおりますが、有事でも平時でもないという事態が継続しているということです。具体的には、中国の公船によります我が国の領海進入をきたす運用というような事態が継続しております。平成25年10月以降、月2、3回のペースが続き、ある意味恒常化してきているというか安定化しているところです。このようにルーティン化してきていることにより、運用要領、あるいは基準といったものが定まっている可能性があります。また、日本の海上保安庁に相当する、海上警察機関において1万トン級の船が建造されるといった形で能力の強化が図られております。さらに、海上のみならず、航空機の活動についても非常に活発化してきており、その航空機に対する航空自衛隊のスクランブルの回数も急速に増加しているのが現状です。

具体的に中国の海空域における活動がどうなっているかということ、一つは東シナ海における活動が常態化してきており、その活動の中で、例えば中国のヘリが海上自衛隊の護衛艦に近接して飛行したり、あるいは火器管制レーダーを照射したり、更には海上自衛隊、航空自衛隊の航空機に対して異常接近するというような事案が発生しております。

また、中国は東シナ海防空識別区というものを設定したところです。防空識別区とは、日本も設定しておりますが、通常、あくまでも領空の侵犯に備えるために、事前に情報を収集するためのエリアを定めているものであり、その空域について何ら排他的な管轄権というものを行使するものではないというのが、国際社会の一般的な運用です。しかし、中国の場合はその防空識別区というものを設定し、なおかつその空域に入る航空機について中国当局の指示に従わない場合には何らかの防御的な措置をとることがあり得るということで、この空域についても試験的な行為を行使することがあり得ると主張していることが特異な点であろうかと思えます。

また、もう一つは、太平洋への進出が常態化、多様化しているということでございます。主として、沖縄本島と宮古島の間は通行の経路となっているところですが、それだけではなく、その他の海峡あるいは北を回っての活動も行われております。また艦艇だけではなく、航空機の長距離の飛行というものが太平洋において実証されています。また東シナ海のガス田

ですが、日中中間線の中国側で新たな海洋プラットフォームの建設が行われております。また昨今報道等で伝えられておりますが、南シナ海の7カ所において急速かつ大規模な埋立てがなされ、約半年程度の間には岩礁に滑走路を建設するという形で急速に整備をしている動きがございます。こういった動きにつきまして、既存の国際秩序と相容れない独自の主張に基づき、力を背景とした動きをしていると評価せざるを得ないと考えております。

そのような動きに対しまして、一つは、米国の対応ですが、リバランスということで、日本におけるBMD対応のイージス艦の配備、あるいはこの近畿中部防衛局の管区内ですが、京丹後市の経ヶ岬にTPY2レーダーを配備するといったことをしております。そのほかのシンガポール、オーストラリア、フィリピン等においてもローテーション展開という形でプレゼンスを示しております。

一方、我が国としてどういう対応をしているかと言うと、今防衛計画の大綱の中で統合機動防衛力と呼んでおりますが、統合運用の徹底をし、装備の運用水準を高めながら、その防衛力を支える質と量というものを充実していこうと、防衛力整備、運用を進めているところです。

そういった中で、先ほど申し上げました我が国周辺の安全保障環境を踏まえまして、南西地域の防衛体制を強化するため様々な取り組みをしているわけです。一つは日本の最先端の島である与那国島に陸上自衛隊の沿岸監視部隊を新編するよう整備をしております。また、沖縄を中心とするエリアにつきまして、従来、沖縄本島には陸上自衛隊の第15旅団が配備されておりましたが、島嶼部には一部レーダーを除き、実動の部隊が配備されていないため、ある意味で防衛の空白区と呼ばれていたところです。それを解消するため、奄美大島に警備部隊を配備するよう今準備をしておりますし、また、宮古島への部隊の配置について地元自治体にお願いしているところです。また、航空自衛隊につきまして、従来はF-15の1個飛行隊が配備されているわけですが、これを2個飛行隊にすることにより、新たに第9航空団として新編することになります。これは来年早々に新編することとなります。また、島嶼部へのオペレーションを考え、長崎県佐世保市に水陸機動団というものを新編するよう準備をしております。また新聞等で取り上げられておりますが、陸上自衛隊にMV-22オスプレイを導入するため、佐賀空港への配置に向け地元との調整をしているところです。

そういった現在の状況を考えますと、沖縄を中心とする地域は、我が国の安全保障にとって極めて重要でクリティカルなエリアになってきているところです。こうした沖縄の状況をまとめてみますと、一つは我が国にとってシーレーンに隣接しているということ、それから南西諸島の中央に位置していること、後は周辺国から見て大陸から海洋に進出する際のチョークポイントとなっていることです。

中国の立場から申しまして、中国の海洋戦略において、この沖縄、台湾を通るエリアを第1列島線、グアム、小笠原のエリアを第2列島線と呼び、有事における敵対国の艦船等のアクセスを排除するというような戦略を立てていると言われますが、まさに沖縄、南西諸島というのは第1列島線に所在しているところです。

こういった中、我が国に所在する在日米軍の駐留というものは、米国による我が国防衛の明確な意思表示です。日本に何か侵略を企図する国にとっては、日本に手を出すということは自衛隊のみならず、在日米軍のみならず、米本国の米国軍隊、更にはアメリカの核戦力と対峙しなければならないという覚悟が求められるわけです。これは、力による現状変更というものを思い留まらせるという観点から非常に大きな意義を有していると思います。それは我が国の防衛のみならず、東アジア地域の平和と安定にとっても極めて大きな役割を果たしているということかと思えます。その在日米軍の駐留の中でもアメリカの海兵隊は、唯一の地上部隊であり、この日米安保に基づく抑止力を機能させる上で重要な役割を果たしています。

一部のいわゆる専門家と言われる方の中には、日米安保の抑止力というのは、アメリカの海空軍がいれば十分で地上部隊がいなくてもいいと言われる方もおられますが、様々な紛争を決着させ安定化を図るという観点からすると陸上戦力というものは必須のものであると思います。また、先ほど御紹介したように我が国の防衛体制を整備していく中で、自衛隊の水陸両用の機能を充実させていくことを考えていく上で、水陸両用作戦の元祖ともいべき米海兵隊との連携が益々重要となってきております。

後ほど御説明する普天間飛行場は、この第36海兵航空群というオスプレイの部隊が配備されています。普天間飛行場を巡る議論の中で普天間飛行場を沖縄県内ではなく県外に持って行けばいいのではないかという議論もありますが、この普天間飛行場に駐留している航空部隊は、航空部隊単独でミッションを果たしているわけではありません。この緑の部分（第4海兵連隊、第12海兵連隊、第3海兵師団司令部）に陸上の歩兵部隊等が所在しているわけですが、この歩兵部隊との連携を図って日々訓練をし、また、黄色（第3海兵後方支援群）の部隊は補給部隊ではありますが、その陸上の歩兵部隊あるいは補給部隊と連携を図りながら日々訓練をし、即応力を維持しているところです。つまり一体となって運用しなければその能力を果たすことができないということです。このへりの飛行場だけをどこかに持って行くことでは、その能力を発揮するのが困難だと考えております。

そういった中で、我々は、沖縄の基地問題を基地負担の軽減に向けて考えていかなければならないわけです。歴史的に見ましても、先の大戦において国内最大の地上戦が戦われ、10万人もの一般市民が犠牲になられたわけですが、戦後も27年間米国の施政下にあり、民公有地が接収され米

軍基地として使用されているのが現実でございます。民公有地の比率で見ても、本土の場合は旧帝国陸海軍の施設をそのまま使っているのも多くありますので、民公有地の比率は9%ですが、沖縄は今申し上げた経緯もあり、民公有地が約3分の2を占めているというのが現実です。そういう歴史というものの重みを踏まえながら、基地負担の軽減に取り組んでいかなければならないと考えております。

そういった中、防衛施設の中で米軍施設が全国にどれだけ所在しているのかということですが、自衛隊施設を含む防衛施設は、広さで考えますと、演習場、訓練場が非常に多く占めているということで、北海道が全体の33%、2番目が沖縄の17%ということになります。

一方米軍の専用施設で見ますと、先ほど申し上げましたように、演習場での訓練を必要とする米軍の部隊は、沖縄に駐留しております海兵隊ですので、その演習場があるということで、沖縄における米軍の専用施設が全体の74%を占めているのが現状です。沖縄の中ではどういう状況になっているかということ、沖縄は北部、中部、南部と、一般的にエリアを区分していますが、人口で見ても中部南部が圧倒的に多く、沖縄の総人口139万人のうち115万人、82%の方が中南部に住んでおられます。一方米軍の施設は、北部に北部訓練場、キャンプ・シュワブ、キャンプ・ハンセンという大きな演習場があるため、北部地区が全体の69%を占めております。ただ人口の43%が集中している中部においては、普天間飛行場も含めて、沖縄における米軍施設の30%が所在しているのが現状です。

そういう中で国としても、沖縄の復帰後、様々な基地負担の軽減に向けた努力をしておりますが、復帰時は約28,000haの米軍の専用施設がございましたが、現在は約23,000haということで約5,000ha縮小されました。更に日米間で合意済みの施設を加えると、現状よりも更に約5,000ha縮小することになり、これが実現しますと、現在74%の米軍専用施設が集中しているといわれておりますが、それが69%になる見込みです。その整理縮小の取り組みの中で、大きな柱が二つあります。一つは今申し上げました人口の集中している中部地区の米軍基地の返還を進めるということです。これは平成25年の統合計画の中で日米間において合意をしたところです。この色で塗った部分の中心には普天間飛行場があるわけですが、今後返還していくということで、一部県内移設もございますし、グアムへ米軍が移動するという計画もございます。そういう施策をとりながらこの中部地区の米軍基地の整理縮小を図っていくことが日米間で合意されております。

現在、この人口の密集している中南部の6施設、普天間飛行場を含めた6施設は、全体で1,491haの米軍基地があります。その7割に当たる1,048ha、野球場（東京ドーム）で言いますと220個分近くになりますが、その広さの米軍の施設・区域の返還を図ってまいります。住

民の皆様への基地負担の軽減をすると同時に、発展のポテンシャルを持っているこの中南部地区の地域振興に寄与していこうと考えているところです。

もう一つの取り組みとしては、先ほど御紹介した北部地区の中でも一番大きな面積を占めております北部訓練場、これは米海兵隊にとっては世界で1カ所だけジャングルの戦闘訓練が行われるエリアです。その北部訓練場の過半を返還するため、7,500haの内、5割以上の3,987haの返還に今取り組んでいるところです。ただ返還の条件として、既存のヘリの着陸帯7カ所を、残置するエリアの6カ所に移動するということが今進めております。この新たなヘリ着陸帯につきましては、反対派の様々な行動によって工事が阻害されていますが、防衛省としましては、粘り強くこの事業を推進していきたいと考えているところです。

また、その他にもいろいろな取り組みをしております。先ほど御紹介したグアムへの海兵隊の移転について、沖縄に19,000人の海兵隊が駐留しておりますが、半分に当たる9,000名を国外に移転させるグアム移転事業を進めております。また、普天間飛行場に駐留をしていたKC-130という空中給油機ですが、これを米海兵隊の固定翼戦闘機の部隊が駐留している山口県の岩国飛行場へ移転させることとなりました。昨年8月、全15機の岩国飛行場への移駐が完了したところです。これは岩国市長を始め、地元の方々の深い御理解をいただいた上で実現したものです。

その他にも、普天間飛行場に所在しておりますオスプレイの県外における訓練等の実施ということで、防災訓練あるいは様々な行事等においてオスプレイの訓練等を実施しています。加えて、米軍の戦闘機の訓練移転について、赤い部分（嘉手納飛行場）が米軍の戦闘機が駐留している基地ですが、この戦闘機の訓練を航空自衛隊の基地、あるいはグアムで実施し、またキャンプ・ハンセンにおきます実弾射撃訓練を全国の5演習場で訓練しております。かつては国道104号線というキャンプ・ハンセンの中を通っている道路を封鎖して、沖縄で砲撃訓練を実施しておりましたが、それが基地問題の象徴として大きな問題になっていたところ、本土の5演習場に移転して実施をし、沖縄における104号線越えの訓練を廃止したものです。

こういった形で様々な負担軽減の努力をしているわけです。こういった取り組みの中でもっとも大きな課題と申しますのは、普天間飛行場の返還でして、この写真を御覧いただくと分かりますが、宜野湾市の中心部の高台を占めています。普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧が一部宜野湾市にございますが、市域の3分の1が米軍基地となっていて、街づくりにとっても大きな障害となっております。平成16年には沖縄国際大学に普天間飛行場に所在するヘリが墜落するという事故もあったところです。この普天間飛行場の移設返還につきましては、平成8年のSACOという沖縄の負



担軽減の取り組みの中で、日米間で合意をされて、19年経過しております。その早期の移設返還というものが、まさにこの普天間飛行場周辺の住民の皆様方の危険性の除去という観点から喫緊の課題だと考えております。その普天間飛行場を移設する中で何故沖縄県内に移設しなければならないのかというと、先ほど御紹介しましたとおり、県外に移設すると、航空部隊だけを切り離すことになり、米海兵隊の機能を損なってしまいます。また、国外へ移設となると、先ほど御紹介した厳しい安全保障環境の中、在日米軍の抑止力の維持という観点からは取り得ない選択であります。また、様々な諸条件、地理的な要因や、米軍の運用上の問題等を考えますと、名護市キャンプ・シュワブ辺野古先沖に隣接する海域に設置をすることが唯一の選択肢だと考えております。

また、辺野古に基地を移設することとしておりますが、普天間飛行場が有している全ての機能を移設する訳ではございません。先ほど御紹介したように、空中給油機KC-130、15機を既に岩国に移駐をしているところです。また、緊急時に本土からの来援等があった場合の基地機能については、福岡県の築城、宮崎県の新田原、この航空自衛隊の2つの基地に移転しますし、このキャンプ・シュワブ沖に移設されるのは、オスプレイの運用機能だけだということです。更に、この辺野古の基地を新基地と一部のマスコミでは報じておりますけれども、新基地ということではなくこのキャンプ・シュワブという米軍の演習場、更に陸上部分に米軍の地上部隊が駐留する施設がございますが、既存の基地を活用して一部埋立てをすることでございます。また、名護市の中心部は、東シナ海側でございます。この東側のキャンプ・シュワブを中心とするエリア、辺野古区、豊原区、久志区といわれているエリアですが、ここのエリアは人口もそれ程多くはなく、市街地ではないエリアです。更に加えて、この飛行機の飛行ルートについても、海側に設定をすることで、この地元の方々が住んでおられるエリアへの影響というものを最小限に止めているところです。

また、規模としても、現在の普天間飛行場に比べて、滑走路の長さが3分の2になりますし、また、面積についても埋立て部分は3分の1になります。今申しましたように、安全の面、騒音の面ということで比較をしますと、今現在の普天間飛行場の住宅防音の対象となっている世帯1万数千世帯が、移設後におきましては、海側に飛行ルートを設定することで防音対象世帯はゼロになる見込みです。

また、今回沖縄県知事が、平成25年12月の前知事の埋立承認に瑕疵があるので取り消しをするとし、その理由として環境面への影響が大きいということをおっしゃりますが、これまでの経緯について御紹介いたします。埋立承認申請をお願いする前段階から、環境影響評価法、アセス法に基づく手続きを平成19年から平成24年にかけて実施いたしました。そのアセス法に則った形で、いわゆる方法書、準備書、評価書というもの

を作り、県からは計6度、1,500件に及ぶ意見を頂き、それに基づいて補正あるいは環境保全施策に反映をしているところでございます。このアセスが終了した以降、埋立承認の申請というものを平成25年3月にしたわけですが、その承認を12月に頂くまでの間においても、4度に亘り約260問のご質問を頂き、それに対して丁寧に回答してきております。こういうことから考えますと、法的に瑕疵ということには当たらないと考えております。

最後に御紹介させていただきますが、米軍というのは抽象的な存在として捉えられるわけですが、米軍という人はいないわけですし、アメリカの軍人一人一人が、自らの故郷を離れてこの日本という国で任務についており、まさにこの日本の防衛のために、求められればその血を流す覚悟で勤務をしているわけであり、また、様々な形で地域社会に溶け込むべく努力をしております。例えばこのキャンプ・シュワブ周辺の辺野古区には町内会のようなものがあり、班が10個ありますが、辺野古11班という形でこのキャンプ・シュワブの隊員達も地元では受け入れられており、辺野古ハーリーという地元のボートレースに米軍の隊員も参加をしています。また、その他の活動にも従事していることに御理解をいただきたいと思っております。当然、事件・事故というものはあってはならないことで、その根絶に向けての努力は求めていく必要はございますが、併せて、米側においても良き隣人として役割を果たすべく努力をしているということに御理解をいただければと考えております。

最後になりますが、こういった安全保障環境において、抑止力を維持しながら沖縄における基地負担の軽減を図っていくためには、特に普天間飛行場の危険性の除去というものを図っていくためには、辺野古への移設が唯一の解決策だと考えているところです。防衛省としましては、引き続き関係法令に則って、住民の皆様のご生活、あるいは環境への影響というものに配慮しながら事業を進めていきたいと考えているわけでございます。

皆様方の御理解を賜れば幸いです。

私からは以上でございます。

## 【司 会】

どうもありがとうございました。

それでは、ここで、会場の皆様からの御質問をお受けしたいと思っております。なお、御質問の内容につきましては、その概要を当局のホームページに掲載させていただきますので、あらかじめ御了承下さい。

その際、質問者のお名前等は掲載せず、御質問の概要のみを掲載させていただきます。

それでは、御質問のある方は、係員がマイクをお持ちしますので、挙手をお願いいたします。

### 【質問者】

2つ質問させて下さい。1つ目は、沖縄では現状米軍専用施設が大体75%、防衛施設（自衛隊施設＋米軍専用施設）であれば大体20%ですが、辺野古に代替施設を造って、沖縄の負担が何%程度になるのでしょうか。もう一つは、今、辺野古代替基地以外にも訓練などを県外などにどんどんシフトさせていると思うのですが、そうではなくて県外に新たな代替施設を作る考えはあるのか、お聞かせ下さい。

### 【山本審議官】

辺野古に移設した場合の比率の減少ですが、普天間飛行場だけについての数字は持ち合わせておりませんが、先ほど御紹介をした統合計画の中で中部における普天間を含む6施設の移設、返還をした場合には、現在74%というものがトータルで0.6%減少するよう見込んでおります。この0.6%という数字については、様々な評価があるかと思っております。他方、我々としては先ほど御紹介したような、非常に人口が密集し、更に地域振興のポテンシャルが大きなこの中部地区において、普天間の481haを含む、約1,000haの返還を行うことは非常に大きな意味があると考えております。また、2点目は、今申し上げました統合計画の中で普天間飛行場以外、例えば牧港補給地区等の返還にあたって一部機能をグアムに移転しますし、あるいは一部機能をキャンプ・ハンセンに移設をするといったような取り組みをしております。訓練については、先ほど御紹介したような形で、日本本土における様々な訓練の移転等に取り組むこととしておりますが、本土に具体的な代替施設を建設するという計画はありません。

### 【質問者】

先ほど米軍と地域コミュニティが共に活動し、非常に良い関係を構築しつつあるとの説明があり、それは結構だと思います。他方、これまで幾つか事件がありましたが、事件・事故が減ってきている実績はあるのでしょうか。また、今、辺野古の反対運動が随分出ているようですが、あの中には純粋な反対論ばかりではなく、別の政治的な意図を持った海外からの参加者がおり、そうした人を使い、意識的に反対活動をしていると聞きます。こういったことは防衛省として、情報管理という点から把握しておられるのでしょうか。

### 【山本審議官】

米軍の事件・事故というのは、我々としてはあってはならないものだという事で様々な形で米軍の方に申入れをしておりますし、また、米軍自身も非常に重大な問題であるということ認識して、例えば、日本で勤務をする前に様々な形で一般隊員も含めて教育指導等を行ったり、日本の文化について教育する機会を設けたりというようなことを行って努力をしております。

その結果として数というのは減少してきております。飲酒運転の問題が時々起こりマスコミに取り上げられることはありますが、そういったことも根絶すべく日米双方引き続き努力をしていく必要があると考えております。また、辺野古における反対派の活動でございますが、今、キャンプ・シュワブの前、あるいは水域において反対派の活動がなされており、地元の辺野古区の方々にとっては交通渋滞が起こる等、生活面での障害が出ていると承知をしておりますが、具体的に反対活動をされている方々がどういう背景で活動されているかということにつきましては、防衛省として承知はしていないというのが現状です。

### 【司 会】

予定の時間もまいりましたので、これで一旦質疑応答を終了させていただきます。

また、第2部の講演終了後、第1部に関する御質問を含め、質疑応答のお時間を取らせていただこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ただ今から、10分間の休憩とさせていただきます。

第2部は、19時10分からの開始とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

### (休 憩)

### 【司 会】

それでは、第2部に入らせていただきます。

第2部は、防衛省防衛政策局防衛政策課企画調整官、飯島秀俊から、講演いたします。

飯島企画調整官は、平成7年に防衛庁に入庁し、防衛政策局調査課総括班長、同局日米安全保障防衛協力企画官などを歴任、平成27年10月に防衛政策局防衛政策課企画調整官に就任し、現在に至っております。

本日は、平成27年4月27日、新たな「日米防衛協力のための指針」が日米安全保障協議委員会（2+2）で了承されましたので、この新「指針」の下、日米両国が同盟の抑止力・対処力を一層強化していくことにつき、「新「日米防衛協力のための指針」の策定について」と題して、お話をさせていただきます。

それでは、飯島企画調整官、よろしく願いします。

### 【飯島企画調整官】

皆様、こんばんは。御紹介いただきました防衛省防衛政策課企画調整官の飯島でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、今御紹介がありましたとおり、今年の4月27日に米国の

ニューヨークで日米両国の防衛外務の閣僚が集まり開催した、いわゆる2+2というミーティングにおきまして、18年振りに改定いたしました日米防衛協力のための指針についてお話をさせていただきます。

まず、この指針というのは、どのようなものかということ、また、今回の見直しの背景、狙いにつきまして、できる限りわかり易く御説明させていただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

この「日米防衛協力のための指針」、ガイドラインとは何かということについて、スライドを使いながら御説明いたします。こちらの図は日米の防衛協力に係る主な事象等をまとめたものです。今日御説明するガイドラインというものは、実は1978年と1997年、後は今年の3回策定しておりますので、今回、合意したのは3代目のガイドラインと言えます。このガイドラインは何かということですが、この年表にあるとおり、1960年、この年に現在の日米安保条約が承認発効されました。この安保条約の5条に、我が国に対する武力攻撃時に日米が共同で対処するという条文が盛り込まれております。この安保条約の承認・発効が、具体的な日米防衛協力の出発点になっていると考えられるところです。今申し上げた安保条約の5条ができ、日本に対する武力攻撃があった際、米国が共同で対処してくれるということが定められましたが、実際のところ、そうした状況において具体的に日米がどのように協力していくかというところは、この安保条約成立以降、具体的な議論は中々されてこなかったという状況であり、そうした中、1976年に日米防衛協力小委員会の設置合意がありました。実はこの1年前に、当時の三木首相とフォード米国大統領が首脳会談をいたしまして、その後の共同発表の中で、日本に対する武力攻撃、日本に対する侵略があった時、どのように対応するかという具体的な議論をしなければならないということで、1975年に合意をし、それを議論する機会として日米防衛協力小委員会が設置されたところです。その合意から3年間程、日米間で議論をし、最初の「日米防衛協力のための指針」というものが1978年にできました。実際に日本に対する武力攻撃があった時に、自衛隊と米軍がどういう形で協力していくのかということ、その大枠であるとか、方向性というものがオープンになっている文書で、国民の皆様にはわかるような形できちんと整理したものが、この1978年の「日米防衛協力のための指針」、いわゆるガイドラインです。今、私が申し上げたことが、まさにガイドラインとは何かということの説明するものです。「日米防衛協力のための指針」、ガイドラインという文書は、日米両国の役割、特に自衛隊と米軍の役割、任務並びに協力、調整の在り方について、一般的な大枠なり政策的な方向性を示すものです。先ほど申し上げたとおり、今回のガイドラインは3代目のガイドラインです。ガイドラインというのは、その時々々の安全保障環境に対応して、その重点が変わってきているということで、内容も段々発展してきております。今日は、その重点がどのように移ってきたかということと、どのように内容が

発展してきたかということをも最初に触れさせていただきます。

最初のガイドラインは1978年、冷戦時代の昭和53年に策定されたものです。この時は、まさに冷戦時代の真っ只中ですので、日本の有事、日本に対する武力攻撃があった時に、日米が防衛分野においてどのように協力するかということが最初のガイドラインの中心的なテーマになったところでした。自衛隊は主として防勢作戦を行い、米軍は自衛隊を支援して、自衛隊ができないものに係る作戦をするというように、大まかなものは定められたところでした。これに基づいて、具体的な協力の内容が定められましたので、このガイドラインができた後、日米共同訓練がどんどん充実し、陸海空でこうした訓練をどんどん行っていくことができるようになりました。その後、1978年のガイドラインは、先ほど冷戦真っ只中にできたと申し上げましたが、昭和から平成に変わるころ、1989年には最初のガイドラインが前提としていた冷戦が終結いたしました。当時、私もまだ中学生か高校生でしたが、冷戦が終わったので平和な時代が来るのかなというような論調もありました。しかしながら、我が国周辺においては、冷戦の時には考えられなかったような北朝鮮の核危機、あとは中台、中国が台湾近海でミサイルを発射するというような緊張感が高まる出来事があり、冷戦終結後の我が国を取り巻く安全保障環境は大きく変わったところでした。先ほど申し上げたとおり、日米防衛協力のための「指針」ですので、その時々安全保障環境に応じて変わっていかねばなりません。こういったことも踏まえて、1995年に当時の橋本首相と米国のクリントン大統領が日米共同安保宣言を出しました。冷戦後の日米同盟はこうあるべきだということを示した宣言です。この宣言の中で時代に合うようにガイドラインを修正することで合意がなされ検討をし、1997年にガイドラインの改訂が行われました。この時のテーマは、当然日本に対する武力攻撃も引き続き重要なテーマではありますが、こういう安全保障環境、北朝鮮の核危機等、我が国周辺の環境も踏まえつつ、周辺事態における協力を充実させることが加わりました。この周辺事態というものとは何かというと、日本に対する武力攻撃が行われているわけではありませんが、日本の周りで、例えば武力紛争とか、それが我が国の平和と安定を脅かしているといった状況を指します。こうした状況の中で、日本と米国、あるいは自衛隊と米軍がどのように協力できるかということを整理したものが、この周辺事態における協力で、97年のガイドラインの大きな特色です。このように、時代の安全保障環境を踏まえてガイドラインは進化してきました。

このような状況において、1997年にガイドラインができました。その後18年が経ち、1997年には当時これが最善のものと考えておりましたが、御案内のとおりいろいろな事象があったため、今年4月に改定をしました。2013年10月に、防衛と外務の閣僚級の会談があり、1997年のガイドラインを見直すことが合意されました。そこから1年半

位かけて、東京やワシントン、その他いろいろな所で日米の担当者が膝をつき合わせて検討し、新しい協力の姿というものを時代に合わせた形で、今年の4月に合意をしたところです。

ここで、今回の見直しの背景について御説明をさせていただきます。先程、山本審議官から御説明させていただいたとおり、我が国の安全保障環境は非常に厳しくなっているところではあります。我が国周辺における軍事力の近代化、強化、活動の活発化などもございます。また、平時とも有事ともいえないグレーゾーンという事態が増加する傾向にあります。こういう厳しい安全保障環境の変化、更にグローバルな安全保障環境の課題へ対応しなければなりません。さらに海賊や国際テロ、サイバー空間における脅威、宇宙空間における様々な事象等、こういう新しい分野における課題への対応が必要となってきたところではあります。これらに加え、自衛隊任務の拡大についても、皆様の御支援をいただき、自衛隊が海外で災害救助活動をしたり、中東のアデン湾で海賊対処行動をしたりと、そういった活動の幅が広まってきているところではあります。これを日米同盟、日米防衛協力のコンテキストで整理する必要があるのではないかとということが背景の一つです。最後に非常に大きな要素があります。我が国におきましても平和安全法制の整備をし、自衛隊の任務が変わっていくところではあります。そういうものも日米同盟のコンテキストで整理をしていく必要があります。こういう背景の下、繰り返しになりますが、ガイドラインを時代に合わせたものに見直していくため、2013年10月から一年半かけて議論をし、今年の4月に合意したところではあります。

それでは、新しい「日米防衛協力のための指針」、ガイドラインの狙いというものを御説明させていただきます。大きく分けて、3つの狙いがあります。まず1つ目の狙いである我が国の平和と安全を確保するという点は、引き続き日米防衛協力の中核的な要素です。これを時代に合った形で変えていかなければなりません。先ほど申し上げたグレーゾーン事態の対応というものも日米で考えていかなければなりません。更に同盟の協力が深まっている部分がございます。例えばトモダチ作戦といった東日本大震災の時の協力、運用面の協力も深まってきております。そういう同盟の深まりに対応する形で、日米防衛協力の中核である我が国の平和と安全の確保を充実・強化していかなければならないというのが第1の狙いであり、それに沿ってこの新しいガイドラインの見直しを行ったところではあります。2番目の狙いは、同盟協力の拡がりへの対応です。先ほど申し上げたとおり、自衛隊が海外で活動する機会が増えてきています。例えばフィリピンの台風の救助活動を自衛隊が行いましたが、そこには米軍もいればオーストラリア軍もいました。地域やグローバルな分野において自衛隊の活動分野が広がっているところもあります。更に新しい戦略的分野といわれる宇宙や、サイバー空間による協力等、こういうものも同盟への拡がりとして、あるいは日米同盟協力のコンテキストとして考えていかなければいけ

ないというのが、このガイドラインを作る上での2つ目の狙いです。

3つ目の狙いは、こういう協力の実効性を確保するためにどういう仕組みを構築していくのかということところです。これらの3つの狙いのもと新しいガイドラインを作ってきたところです。

この狙いがどのように反映されるかということをお示しいたします。このガイドラインは8章からなっておりまして、第I章には防衛協力と指針の目的、第II章にはこのガイドラインの基本的な前提と考え方が書いてあります。第IV章は日本の平和と安全の切れ目のない確保についてです。この章は5つの節からなっておりますが、先ほど申し上げた我が国の平和と安全の確保のため協力を充実・強化する点に関わるもので、A節からE節まで書いてあります。第V章ですが、同盟の拡がりの部分、アジア太平洋地域やグローバルな分野における協力についてきちんと対応しようということが書いてあります。また、第VI章ですが、まさに狙いの2つ目である、地域、グローバルな協力、宇宙、サイバー空間における協力といった同盟の拡がりへの対応をこの章で述べているところです。第III章と第VII章は、同盟内の調整をどうするかということ、同盟の下支えになるような装備の協力、情報の協力をどうやっていこうかということ、まさに3つ目の狙いについて書いています。この3つの狙いを順次確認していただいて、我々がこのガイドラインにおいて達成しようとしたことについて御記憶いただければと思っております。

今後の方向性とありますが、ここではガイドラインにはどういうことが書いてあるのかということをお示し先ほどの3つの狙いに沿って御説明させていただきます。最初に日本の平和と安全の確保のための協力の充実・強化ですが、真っ先にガイドラインに出てくるのは平時から日本と米国、自衛隊と米軍がどういう協力をするのかということ、これは1978年のガイドライン、1997年のガイドラインでは、殆ど具体的なことは書いてありませんでした。他方、今回のガイドラインでは具体的に、情報収集、警戒監視、偵察等で協力する、ミサイル防衛で協力する、海洋安全保障で協力する等、具体的な内容を述べているところです。その理由を申しますと、1997年のガイドラインでは周辺事態の対応がありました。周辺事態とは日本に直接武力の攻撃は起きておりませんが、我が国周辺等で武力紛争など重大な事象が起きているということです。1997年のガイドラインではその対応が重視されましたが、現在の厳しい安全保障環境、グレーゾーン事態が起きていることや、周辺国の軍事活動が活発化していることを踏まえると、周辺事態の対応では遅く、常日頃から自衛隊と米軍とがきちんと協力をしていかなければなりません。そこでこの新しいガイドラインでは、平時から情報収集活動を日米で一緒にやってみよう、平時からミサイル防衛に対応していきましょうというような、具体的な協力を進めていく必要があるという問題意識で、具体的な協力内容を整理しました。例えば、情報収集、警戒監視、偵察活動ですが、常日頃から我が



国周辺の状況に目を光らせることにより、それが周辺国に対する抑止に繋がることもあります。また、事態が深刻化した時は、素早く対応することができると考えております。ミサイル防衛についても、どこからかミサイルが飛んできた時にイージス艦等で情報収集をします。これも戦争状況になっていなくても、ある日突然日本に飛んでくる可能性がありますし、実際にミサイルの発射試験は隣国で行われているところです。そういったものに備えて常日頃から協力していかなければならないということをこのガイドラインでは述べております。抑止力、対処力を高め、事態の深刻化を防止するためには、平時からの活動が重要で、自衛隊と米軍が平時から連携して各種の活動を行うことにより、両国の意思や能力を示すと共に、事態発生に際して即応できる体制を構築していくことができます。平時からきちんと協力していくことがこのガイドラインで重要なポイントとなっております。

続きまして、先程の1997年のガイドラインには周辺事態の対応というのがありますが、それと同じような内容として、日本の平和及び安全に重要な影響を与える事態への対応があります。こちらは日本に対する直接の武力攻撃ではありませんが、周辺等で我が国の安全に重要な影響を与える事態が起きていることが想定されております。その際には、米軍が前線で戦闘等をしているかもしれません。そういう時には後方支援や行方不明になった米軍兵士の捜索、救難活動等を行うというようなことを書いております。いずれにしても、ここは1997年のガイドラインの内容をほぼ踏襲しております。

次に、日本に対する武力攻撃が起きたときに自衛隊と米軍がどのように対処するのかという基本的な考え方を説明します。日本が日本を防衛するために作戦を主体的に実施し、米軍が支援を実施するのが基本です。ここでは日米の大きな役割分担というのを定めている部分でして、日本に対する武力攻撃を排除するという一義的な責任は日本にあるというのは当然のことです。例えば、人によっては日米安全保障条約があるのだから米国に守ってもらえるのではないかと主張される方もいらっしゃいますが、自分の身は自分で守るのが前提でして、そういった点を確認している規定です。この点は、1978年のガイドラインでも確認しておりますし、1997年のガイドラインにも書いております。ガイドラインでは、こうした基本的な考え方に基づき、5つの作戦構想に分けて示しております。

1つ目は、日本の空域を防御するためにはどのように対応するのかを示しております。こちらは航空自衛隊の戦闘機や早期警戒管制機等が前面にたって作戦をし、米軍がそれを支援するということです。

2つ目は、日本に対して弾道ミサイル攻撃が行われた時にどのように対処するのかということです。ここでは自衛隊のアセット、PAC3やレーダーで追尾してイージス艦やPAC3ミサイルを落とす部分を説明しております。それぞれどういう役割をするのかイメージして整理をしたも

のです。

3つ目は、海域を防衛する作戦行動です。当然海上自衛隊が主体となって活動し、米海軍等が支援をして港湾、海峡の防備などを行います。

4つ目の作戦構想は、陸上攻撃に対処するための作戦です。今回のガイドラインに新しく入っているのは、島嶼奪還のための作戦です。ガイドラインというのは特定の地域、場所を念頭に置いているわけではありませんが、我が国はまさに島嶼国家です。島が何らかの勢力により占領された時に米軍と協力し、米軍から支援を受けて奪還作戦をやっていくと書かれているところがポイントです。

最後の5つ目の作戦構想ですが、領域横断的な作戦です。今まで申し上げた4つの作戦行動は陸、空域、海域、ミサイル防衛といった、縦割りのような整理をしてきておりますが、こちらは領域横断的な作戦について明記しています。例えば、情報収集とか警戒監視、偵察というのが横断的な作戦に当たります。更に、宇宙における脅威の対処についても整理しております。ここまでが日本に対する武力攻撃があった時に、どのように日米で協力していくかという作戦構想を述べている部分です。

続きまして、日本の平和と安全の切れ目ない確保に係り4番目のD節で述べられている、日本以外の国に対する武力攻撃に対する対処についてです。今まで申し上げてきたものは、我が国が攻められた時の対応でしたが、ここで述べているのは、日本が集団的自衛権を限定的な形で行使できるという局面にたった場合に、日米でどのように協力するのかを整理したものです。ただ、こういう状況は、具体的にどういうシナリオがあり得るのか過不足無くお示しすることは中々難しいところであり、協力し得る作戦として5つの例を挙げております。このアセットの防護というのは、米軍や自衛隊の航空機、艦船といったものです。これらはまだ大まかですが、今後どのように協力していくかにつきましては、平和安全法制の整備を踏まえて更なる具体化を図っていくことになると考えております。

今まで、平時、重要影響事態、周辺事態、また日本に対する武力攻撃と対処について述べてきましたが、最後に毛色が少し違う活動を御説明します。トモダチ作戦の経験も踏まえ、日本国内の大規模災害において日米がどのように協力していくかを整理したものです。こちらは前二代のガイドラインには入っていなかったものです。今申し上げたとおり、トモダチ作戦では、米軍が大量の人員・物資を投入して我が国を助け、また、自衛隊と米軍が一緒になって仕事をしました。そういった教訓を踏まえて日本の防衛そのものではありませんが、国民の皆様の期待も高まっておりますので、このガイドラインでは、日本において大規模災害が起きた時に日米でどういうふうに協力するのかを整理しました。米国はまさに彼らの物量作戦のようなものもありますので、そういうもので支援してくるということ、また、常日頃から、米軍が地方自治体等により実施される災害活動等の訓練に参加するということも、ガイドラインで述べております。

今まで狙いの1つ目について述べましたが、今度は同盟の協力の拡がりの対応という新しいガイドラインの2つ目の狙いについて述べさせていただきます。地域、グローバル、国際的な活動において、日米、特に自衛隊と米軍は共に協力していこうということが述べられておりますが、ひとつ重要なポイントがあります。各政府は各々の判断に基づき国際的な活動に参加するということです。よく報道や国会で、このガイドラインは自衛隊が米軍と地球の裏側にまで一緒に行くことを約束したものだという御議論等がありました。このガイドラインにおいて米側と整理したのはまさに各々の判断に基づき国際的な活動に参加するということです。アメリカはあまり国連のPKOには参加しませんが、例えばこのPKOを例にとってみると、アメリカが日本に対しPKOに行くように言っているわけではなく、たまたま一緒に平和維持活動に各々の判断に基づいて参加した時にどういう協力が出来るのかということをも前提として書いております。自衛隊と米軍は常日頃からいろいろな訓練をして、相互運用性がありますので、各々の判断に基づいて国際的な活動に参加している時にも協力すれば、それによって活動の効率性とか実効性が高まるということを規定している部分が、この同盟の拡がりへの対応の一つの部分です。

続きまして、2つ目の部分です。宇宙、サイバーという新たな戦略的な動きに関する協力をこの日米同盟の協力の柱として考えております。全般的な構成としては、宇宙もサイバーも日米両政府でこういう協力ができるかと、それに基づいて自衛隊と米軍はこういう協力をするのではないかと、ということが書いてあります。この分野は非常に新しい分野なので、このガイドラインの記述というのは、必ずしも具体的なものになっているわけではありませんが、例えば宇宙でいえば宇宙システムの抗たん性、攻撃を受けても宇宙システムを引き続き使えるよう協力していこうという内容です。攻撃を受けても情報通信の衛星システムが引き続き使えるように協力をしていくこと、また、各々が衛星をどういう状況にあるのか監視する宇宙状況の監視等でも協力していこうといったことが書いてあります。サイバーの分野においては、サイバー空間における脅威といった情報共有をきちんとやろうという内容です。例えば電力等、自衛隊や米軍が依存している重要なインフラがございますが、そういうものを防護するために協力していくこと、攻撃を受けた場合には、状況に応じて協力していくことを明記しています。

最後は3つ目の狙いです。それは協力の実効性を確保するための仕組みを作っていこうというものです。こちらは大きく言って2つ柱があります。1つ目は同盟調整メカニズムです。平時からきちんと協力することが我が国の安全保障環境を考えると極めて重要です。これまでの1997年のガイドラインでは、いわゆる危機が発生してから調整するというメカニズムがありました。これを新しいガイドラインではメカニズムの範囲を広げまして、平時から緊急事態まであらゆる段階でもいろいろな調整ができ

る同盟調整メカニズムというものを新たに作り、平時から緊急事態までシームレスな協力を行っていかうと考えております。東日本大震災の例のような大規模災害が起きても、こういう調整メカニズムを使うことを考えております。もう一つの柱は共同計画の策定です。ガイドラインの中では、日米、自衛隊と米軍とはどのような協力をしていくのかという大枠や方向性を示しているわけですが、そういうものを踏まえて米軍なり自衛隊の実施の動きをより細かくシンクロさせていくために共同の計画を作っていくということです。

一部抽象的なところもあり長々と申し上げまして大変恐縮ですが、最後までお聞きいただきまして本当にありがとうございました。今後はこのガイドラインを元にして日米防衛協力を一層具体化し、その信頼性を向上させていかなければいけないと思っております。皆様の御理解と御支援をよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

### 【司 会】

どうもありがとうございました。

それでは、会場の皆様からの御質問をお受けしたいと思っております。先ほども申し上げましたが、第1部を含め御質問を受けたいと思っておりますので、御質問のある方は、係員がマイクをお持ちしますので、挙手をお願いいたします。

### 【質問者】

今の新ガイドラインと前の国会で成立した集団的自衛権を巡り、一連の立法とはどういう関係にあるのでしょうか。

### 【飯島企画調整官】

ガイドラインは、その前提として立法上の措置は義務づけないということになっております。他方、ガイドラインと平和安全法制については、内容に整合性を持たせる必要があり、整合性を図りながらガイドラインの見直しに取り組んできたところ、昨年7月の閣議決定の内容も踏まえながら作業を進めてきたところです。

### 【質問者】

ガイドラインのなかでは、平時からの日米協力について書かれておりますが、近畿中部防衛局の管内でも自衛隊の部隊が多数展開しているところ、それらの部隊と米軍との協力、もしくは訓練といったものについて、具体的に何かございましたらお願いいたします。

### 【飯島企画調整官】

このエリアだけに絞るのは困難ですが、勿論、近畿中部防衛局管内でも

色々な演習が行われております。まさにそういう演習により協力体制を強化していけると思います。平時のミサイル防衛であれば、経ヶ岬に米軍のレーダーもありますし、そういった情報共有もきちんとしていくことが重要だと思います。いずれにせよ平素から色々な形でインターフェイスを確保し、情報共有をしながら協力をしていくことになると思っております。

**【質問者】**

民間企業と自衛隊、もしくは在日米軍が協力できることは何かありますか。

**【飯島企画調整官】**

具体的にイメージするのは難しいのですが、例えば災害対応など、自治体との共同訓練を増加させることにより、地域との協力が強化され、こうした取り組みはひいては米軍の安定した駐留、及び日米防衛協力の基盤に繋がると考えています。

**【質問者】**

質問というよりお願いですが、日米防衛協力というタイトルで話されていますが、聞いている範囲ではアメリカが守ってくれるというイメージが強く感じます。もう少しギブアンドテークの部分を明確にして説明をすれば納得性があるのではないのでしょうか。

**【飯島企画調整官】**

全てを米軍に頼るわけではなく、我々、自衛隊の能力もかなり高まってきており、ミサイル防衛の能力も高まってきているところです。そうしたことを前提に、日米防衛協力を考えていこうというのが、今回のガイドラインの前提なので、そこを御理解いただけると幸いです。

**【質問者】**

第一部の質問において、反対運動をしている方々がどういう背景で活動しているかということについて、防衛省としては把握していないとの回答でしたが、その様な状況で問題ないのでしょうか。

**【山本審議官】**

政府全体においては当然、治安という観点も含めて対応しているということについて御理解いただきたく存じます。

**【司 会】**

予定の時間もまいりましたので、これで質疑応答を終了させていただきます。

以上をもちまして、防衛省近畿中部防衛局主催、第30回防衛セミナーを閉会させていただきます。

長時間にわたり、皆様、大変、お疲れ様でした。

恐れ入りますが、アンケート用紙に回答をご記入の上、係の者にお渡しいただくか、会場出口付近に設けました回収箱に入れていただくよう、お願いいたします。

本日は、誠にありがとうございました。

どうか、お忘れ物のないよう、お帰り下さい。また、お足元にお気を付けて、ゆっくりと御退場下さい。